

公

示

九州運輸局長
令和7年8月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年8月13日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-111 7-112	久留米報国自動車有限会社 有限会社つばめタクシー	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	久留米市	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-113	つばめ交通有限会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	久留米市、小郡市、 三井郡	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-114 7-115 7-116 7-117 7-118 7-119	石津 義則 宮本 郁大 安藤 巖 井上 聡 山口 敏政 大平 徹朗	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局